名古屋市中小田井町並み保存地区保存計画

- 1 基本計画
 - (1) 沿革
 - (2) 地区の現況
 - (3) 地区の特性
 - (4) 保存の基本方針
- 2 建造物等の指定
 - (1) 伝統的建造物
 - (2) 必要物件
- 3 保存整備計画
 - (1) 伝統的建造物
 - (2) 伝統的建造物以外の建造物等
 - (3) 必要物件等
- 4 環境整備計画
 - (1) 管理施設等の整備
 - (2) 防災設備等の整備
 - (3) 住環境の整備
- 5 助成措置
 - (1) 経費の援助
 - (2) 技術的援助
- 別表 1. 伝統的建造物
 - 2. 必要物件
 - 3. 修理基準 A (伝統的建造物の主屋)
 - 4. 修理基準 B (伝統的建造物の土蔵)
 - 5. 修理基準 C (伝統的建造物の門・塀)
 - 6. 修景基準(伝統的建造物以外の建造物等)
 - 7. 補助基準

別表1、2については省略しています。詳しくは 歴史まちづくり推進室までお問い合わせください。

名古屋市中小田井町並み保存地区保存計画

昭和62年7月13日 名古屋市教育委員会

名古屋市町並み保存要綱(昭和 58 年 8 月 15 日実施。以下「要綱」という。)第 4 条の規定に基づき、名古屋市中小田井町並み保存地区(以下「保存地区」という。)の保存に関する計画を定める。

1. 基本計画

(1) 沿 革

① 中小田井の歴史

小田井の名称は「田水を司る」意からとったといわれ、古くは春日井郡小田井 荘に属し、周囲には稲生荘、比良荘等があった。小田井荘の範囲は清洲、新川に 及ぶ説もあるが、その中心は現在の小田井であったと考えられている。

小田井村の成立についての明確な記録はないが、東雲寺の創建が明応元年 (1492年) といい、隣の願王寺は天長6年(829年)に建てられたと伝えられているところから、村はすでに9世紀にあったと推定される。

寛文 7 年 (1667 年) 名古屋城下から岩倉方面に至る街道が通じた。岩倉街道は枇杷島橋の西詰から庄内川の堤防上を右岸沿いに北上し、下小田井を経て中小田井村から堤防を下がり、村のほぼ中央を北に進んで上小田井に出て稲生渡と合して岩倉へと達するものである。

江戸期、庄内川にかかる橋はこのあたりでは枇杷島橋のみであった。増水時には、船が出ない渡に比べて、岩倉街道は重要度の高い道であったといえる。

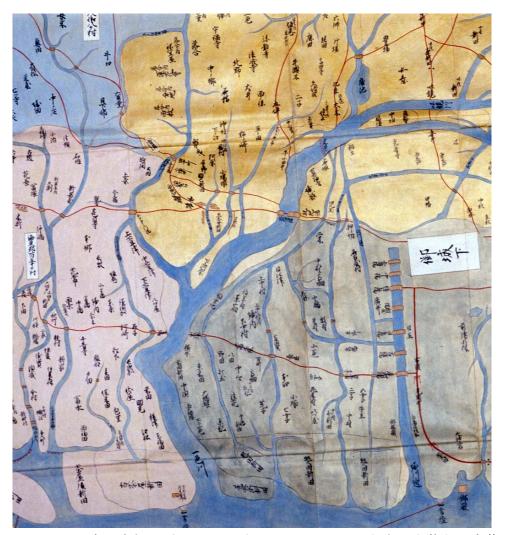
また、岩倉村やその周辺の野菜類を枇杷島の青物市場(開設は慶長 19 年・1614、元和 8 年・1622 の二説がある)へ運ぶ搬送路としてにぎわった。重い荷物を引いて、新川、庄内川の堤防を上がり切る坂道は大変であったらしく、中小田井で一息つき、食事をしたり、味噌、油等の生活用品を購入した。

このことにより、中小田井の岩倉街道沿いはにぎわい、商家の立ち並ぶ町が形成された。

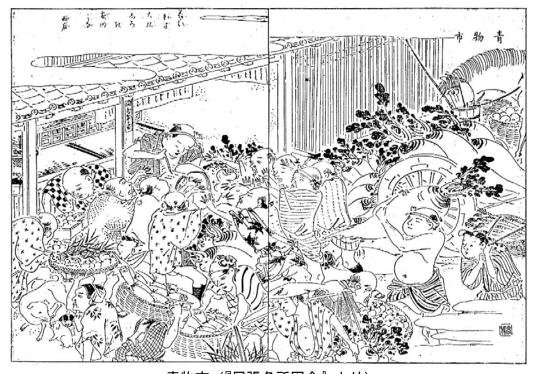
主要街道の宿場町とは異なった性格を有した、日常の生活と深く結びついた町であった。

小田井は北から、上小田井、中小田井、下小田井よりなっている。もとは小田 井村であったのが三村に分かれたものである。

元禄年間(1688年~1703年)にそれまで蔵入地(藩の直轄地)であったのを 上・中小田井二村を尾張藩の御付家老である竹腰山城守の給地にした。



尾張国図(内容 享保13年~元文5年・1728~1740)(名古屋市蓬左文庫蔵)



青物市(『尾張名所図会』より)

『尾張徇行記』では中小田井村を次のように記している。

「此村東西十町三十七間 南北十三町 四至 東ハ上小田井村 堀越村南 ハ下小田井村 阿原村 西ハ平田村 北モ平田村ナリ 庄内川分水新川此 間ニカゝレリ」

「此村ハ庄内川ノ西北堤ノ下ニアリ 岩倉街道ハ北ノ方へ通シ 此間両側 ニ民屋建ナラヒ 農戸商戸雑錯セリ 元ヨリ此村落ハ街道ニカトレリサレ ハ交易便利ナルニヨリ村立ヨキ所ナリ」

とあり、石高は、慶安元年(1648年)の『尾張国郷帳』によると 1513 石 8 斗 1 合と記され、『尾張徇行記』によれば、元高は同じで概高 2253 石 2 斗 9 升 5 合となっている。また田畑の面積は 115 町 1 段 8 敏 6 歩で、田が 105 町 9 反 1 敏 4 歩、畑が 9 町 2 反 7 敏 2 歩であった。そして、

「然シ高ニ準シテハ佃力不足シテ 隣村ノ内平田村阿原村アタリへ掟田地 ヨホトアリ 又農業ノ余力ニ莞莚ヲ織出シ生産ノ助トセリ」

『尾張徇行記』

「同村にて織り出す事夥しく、小田井表と称して、本州はさらなり、他国 へも多く運送する。備後表に類て、甚精密なり。又天蓋笠をも作り出せり。 ともに当所の名産とす。」『尾張名所図会』

とあるように、副業として「名産畳表」を生産し、収入を補っていた。

② 社寺の沿革

中小田井には、五所社、東雲寺、願王寺の3つの社寺が町の南東端に集中している。地区周辺にはこの他、上小田井に星神社、諏訪社、法願寺、長善寺、大聖院、西枇杷島町に神明社、西方寺等、多くの社寺がある。

五 所 社

營田別命、菊理比売命を祀る村社でその創建は詳かでない。天文 14 年 (1545 年) 8 月、小田井城主織田藤左衛門寛経が修復、遷宮したといわれており、これ以前の創建であろう。『尾州府志』に「祀神明、八幡、天神、愛宕、熊野。右五祠之外以白山神配享於本社」とあり、「又社内有弁天祠一区」と記されている。境内の社には、愛宕社、熊野社、神明社、天神社、津島社、秋葉社、金刀比羅社、稲荷社の八社がある。その他、境内には、昭和 39 年建立の殉国碑と公民館があり、拝殿前に市の保存樹であるクスノキの大木がある。

東雲寺

創建は、至徳元年(1384年)であって、長興寺と称していたが、明応元年(1492年)に至って小田井城主織田丹波守平常寛(敏定)が再び開基となって美濃国瑞竜寺から慈済禅師を講じて開山とし、改めて東雲寺と称した。その後天正19年(1591年)織田又六郎信時の妻が再興したといわれる。山号は龍光山、臨済宗妙心寺派で政秀寺の末寺。本尊は釈迦牟尼如来、脇仏は文殊菩薩と観世音菩薩である。

境内には、開基織田常寛の墓碑並びに平手政秀の墓があり、これに触れたものは「おこり」を患うという言い伝えがある。他に、津田貫流槍術の祖、津田権之丞信之夫妻の墓、松沢與七の墓がある。また、門前西側に観音像が安置されている。

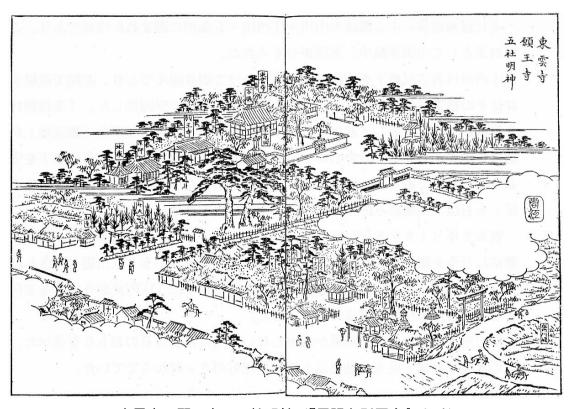
願 王 寺

寺の創建は天長6年(829年)と伝えられ、開山は澄純。山号は明光寺、院号は松寿院。天台宗で、本山は比叡山延暦寺であるが、明治以降は信州善光寺の別院として宗派を問わず、中小田井はもちろん、名古屋西部の信者を多く集めたという。本尊は薬師如来と善光寺如来である。

本堂は、昭和の初期に建立された建物を、昭和50年に屋根を取り去り、柱等を残しながら新しい大屋根をかける建物に改造し、ユニークな保存の手法を提示した。この建物は、昭和52年度の日本建築学会賞を受賞している。

本堂の前に薬師如来が安置されており、通称へちま薬師といわれている。 旧8月15日、早朝から喘息治癒の加持をする参詣者が多く集まる。

昭和 58 年入口近くの両脇に韓国済州島の守護神像トルハルバンが設置された。



東雲寺、願王寺、五社明神(『尾張名所図会』より)

③ 中小田井の水害

中小田井は庄内川沿いにあることから、かつてより河川の氾濫等によって大水 害にあっている。中小田井の歴史は、水との闘いの歴史でもある。

度々の出水と平時における流水の作用によって河床が高くなり、そのため現在のような大堤防となった。山田町、西枇杷島町辺りでは河床が民家より高い、いわゆる天井川となるところがあるといわれる。

庄内川堤防で毎回決壊するのは、右岸の比良・大野木の地帯であった。大山川・古木津・中江川と庄内川が合流する地点であり、庄内川の満水で大山川が逆流し破堤した。この付近に大蒲沼という沼沢も生じていた。

また浸水地帯の中心部は大山川・庄内川・五条川に囲まれた地域であり、この 対策として小田井輪中、水屋がつくられた。

庄内川は名古屋城下を北部から西部にかけて取り囲んでおり、左岸で破堤すればその被害は甚大であり、このため左岸堤防を特に堅固にした。「美濃側は3尺低かるべし」として左岸より右岸を低くさせた木曽川左岸の「御囲堤」が尾張を水害から守るためのものであったように、庄内川左岸も名古屋城下を守るためのものであった。堤防だけではなく、藩は左岸に3間×5間の「諸色小屋」を石垣・菱垣組みの上に建てて、水防材料を格納していた。

寛永 2 年 (1625 年) 新たに 2 間×7 間の「注進小屋」を建てて、通報・連絡に万全を期していた。出水のときには普請方役人が 50 人出張してきた。寛保 3 年 (1743 年) 枇杷島村の橋守役川口惣七に「庄内見回り役」を兼任させて常時左岸堤防の警戒にあたらせた。

なお出水のとき、枇杷島橋が流出しないように橋板に石のおもりを並べた。この人夫は堀越・児玉・枇杷島・栄・日比津の5ヶ村からでていた。

④ 水屋

庄内川の破堤による洪水の対策として 1~2m 程玉石積みで基礎をつくり、その上に築いた退避小屋を水屋という。出水時には重要な家財等を運び、住民は梯子で屋根裏へ昇り最後の避難場所とした。

主屋そのものも道路より土盛りをして建てられ、また水屋と呼ばなくとも、かなり高く土盛りをした家屋もある。

水屋には、台風期になるとあらかじめ、米・麦・味噌・溜りなどの食料品、蚊帳、布団、衣料品など日常生活を営むうえでの必需品を備蓄した。

水屋は多く岐阜県にあり、三重県の一部と愛知県下では「立田輪中」だけであるとされたが、昭和 34 年の伊勢湾台風の被災調査の際に名古屋市内にも存在することが判明した。尾張地方の水屋の成立は御囲堤の構築後でしかも遅い時期、寛政~文政ごろであろうと考えられている。中小田井の水屋もそれ以降のものであろう。

間取りは2室で構成され、内部は2層で、梯子で上に登る。現在は居室として

使用されているものもある。

下小田井の本郷にも同様の形式のものが残っている。

他に、洪水対策として、出水時に大きな滑車を使って1階の仏壇を2階の押し入れに吊り上げる工夫がなされている。これは、名古屋市内では中川区富田町や下之一色町の低湿地帯の民家に同様のものを見ることができる。

(2) 地区の現況

① 建物の用途

岩倉街道沿いの東側には商住併用施設が集中している。これらの建物は、古い町家の形式のものが多い。業種はまちまちで、ほとんどが日用品を扱っており、この町の歴史的特質をよくあらわしている。願王寺の隣には蔵の連続する住工併用の工場がある。西側は多くが住居専用である。南側の、町の人口部には長屋が建ち並んでいる。

② 建物構造

全体として木造がほとんどである。町家の裏側に土蔵が見られる。中でも、小塚家の土蔵は連続して建てられている。新しく建てられた建物は、木造モルタル塗りのものが多い。願王寺の本堂覆は鉄骨造である。

③ 建物階数

大半が、平家、中2階、2階建の低層であり、1つのまとまりを示している。 街道沿いの町並みは、中2階の古くからの町家の中に、平家が混在し、屋根の高 低によるリズム感がある。

(3) 地区の特性

計算

岩倉街道沿いは、町家、土蔵、長屋等の歴史的建造物によって構成される町並み景観である。街道沿いは、駐車場、社寺境内へのアプローチなどによって連続性が遮断されるが、またそれぞれのまとまりごとに特徴ある景観をつくっている。

a 南端、堤防から坂道を下っていくと、西側に長屋と規模の小さな町家が連続している。ここは名古屋方面からの中小田井への導入部である。また、東側には、五所社と東雲寺の樹叢が豊かに茂っている。長屋の手前堤防よりやや下がったところに町家が見られ、その前面は木におおわれている。町家の前面は改造されており、特に1階部分の改造が著しい。

2 階建、平家建、中 2 階建と軒高が交互に変化し、町並みにリズムを与えている。1 階庇下に、屋根神をまつるのが見られる。2 階部分は比較的よく旧状をとどめ、吹寄せ格子の出格子が入っている。軒下には鉢植えやフラワーボックスが置かれ、街道に潤いを与えている。

東側には、五所社へのアプローチと鳥居越しにその背景となる庄内川の土手 と樹叢が見える。

b 願王寺入口部

願王寺の境内のオープンスペースが、他の狭い路地と異なり、開放的な空間をつくり出している。また、西側も駐車場となっているため、その効果を助長している。この境内に面して町家の土蔵群が建ち、その連続する壁面が中小田井の最も特徴的ともいえるスケールの大きな景観を形成している。

c 町並み中心部は岩倉街道がゆるやかに曲がる付近で、ここに町家群がある。 アイストップには、高い棟の町家の妻壁があり、押縁下見板張りの壁で、他 の土蔵の壁とともに、統一感のある落ちついた雰囲気をもたらしている。

中規模から大規模な町家が、多くは東側にあって、よく保存され、連続して 建ち並んでいる。西側には新しい住宅が目立ち、街道の東西の景観に差異があ る。

d 中小田井駅前

中小田井で最も古く規模も大きな平手家がある。ここは、街道の北からの中 小田井への入口部で、名鉄犬山線中小田井駅のアプローチともなっており、人 通りが多く、景観上の重要なポイントである。

② 街道西側

農家が密集して建つ農村的景観を持つゾーンである。路地が主要道路と結び、古い地割をそのまま残している。また、袋小路も多く、そのつきあたりに祠を置いているところがある。農家の中庭には畑、樹木があり生垣も多く、緑が豊かである。水屋が数棟残り、石垣が積まれている。また、水屋を持たないところでも敷地の周囲を低い石垣で囲んでいるものが少なくない。農家はそれほど古い年代のものはないが、規模の大きな建物が多い。

③ 街道東側

三つの社寺が集中し、その境内のオープンスペースと豊かな緑によって特徴づけられる。また、願王寺の本堂は棟高が高く、遠くからでも見ることができ、地区のランドマークとなっている。東雲寺、五所社は庄内川堤防から、坂あるいは階段を降りてアプローチする。

(4) 保存の基本方針

町並み保存は、新しい観点に立つまちづくりである。町並み保存の基本方針は、 今に残る保存地区内の優れた歴史的景観を後世に伝えるために、地域の人々の理解 と協力を得て、町並みを保存しつつ、良好な住環境の整備を図ることにより、保存 地区の特性を生かしたまちづくりをめざすことである。

保存地区の整備は、旧岩倉街道沿いの町家・土蔵など貴重な町並みの景観の保存を重視していくものとする。そして、それらに必要な助成についても定めるものとする。

保存地区の特に重要な建物・樹叢などを指定し、その保存整備を進める。

町並み保存事業を進めていくうえで、行政と地域の人々、あるいは地元組織の間において、常に連絡調整を密にし、地域住民の一人一人が、まちづくりに対する意識を高め、町並み保存を通じて、新しいコミュニティの形成を図るようにしていくものとする。

保存地区内の良好な住環境を守るために、行政の施策に加えて、既存制度を活用した地区住民の自発的な緑化協定・建築協定・景観協定あるいは、地区計画等との連動に努めるものとする。

2. 建造物等の指定

| 別表1、2については省略しています。詳しくは | | 歴史まちづくり推進室までお問い合わせください。

(1) 伝統的建造物

保存地区内において『町並みの特性を維持していると思われる江戸期、明治期、 大正期、昭和戦前に建てられた町家、門及び塀』を「伝統的建造物」として指定する。

これらは文化財的価値評価によるものだけでなく、この地区の景観上の役割が高いもの、町の歴史を示すもの等、地区の保存のため積極的意味を持つものを指定する。

地区の特性を表わす岩倉街道沿いの町家、土蔵を重点的に指定する。

塀は街道沿いにあるものは少ないが、町並みの奥深い雰囲気を表わし、路地空間 を構成するなど景観上重要である。

伝統的建造物(主屋・土蔵・門塀など)

別表1の通り

(2) 必要物件

伝統的建造物とともに『歴史的町並みを形成しているもので町並みと一体をなす 環境を保存するため、特に必要と認められる物件』を「必要物件」として指定する。

必要物件(五所社・東雲寺・願王寺・屋根神・樹叢) 別表2の通り

3. 保存整備計画

(1) 伝統的建造物

伝統的建造物のうち、単体として特に景観のすぐれているものは復原・保存修理 を行い、若干の改装がみられるものは歴史的に価値のある外観を復原するために修 理基準を設ける。

主屋については、別表3 (修理基準A) により、土蔵については、別表4 (修理基準B) により、門・塀については、別表5 (修理基準C) により、復原・保存修理をおこなうものとする。また付属家については、各々固有の形式により保存・修理をおこなうものとする。

(2) 伝統的建造物以外の建造物等

岩倉街道沿いの伝統的建造物以外の建造物等については、できる限り、伝統的建造物と調和するような修景を施すために別表6(修景基準)を設ける。

(3) 必要物件等

必要物件やその他の自然物については、復旧・保存に努め、必要に応じて復原あるいは修復を行うものとする。

4. 環境整備計画

(1) 管理施設等の整備

① 案内板·標識類

保存地区の理解を深めるために、必要な箇所に案内板を設置する。なお、これ に類するものを設置するにあたっては、デザイン等、町並みに調和したものにす るように要請していくものとする。

② 資料館·休憩所等

町並み保存事業を進めていくためには、資料館や休憩所等の整備に努め、また、使用されていない町家等の活用によって地区の特徴的な建築物は公開されるよう提言する。

(2) 防災設備等の整備

保存地区内における火災の早期発見、初期消火をめざして、地元消防団と十分連携を保ちつつ、消防設備の整備に努める。また、各戸の火災報知設備や消火器の設置を促進する。

(3) 住環境の整備

岩倉街道沿いは町並みと調和するように、また、特に歩行者にとって安全であるように、他の道路ともあわせて整備していくものとする。

道路上に街路灯等を設置するにあたっては、町並みと調和するようにデザイン等 に配慮していくものとする。

現在ある電柱や架空電線は、保存地区の歴史的な環境にふさわしい形に整備するように要請していくものとする。

周囲の景観にふさわしくない広告物・看板・テレビアンテナ等は町並みと調和するように配慮していくものとする。

5. 助成措置

(1) 経費の補助

町並みの保存のために必要と認められる次のような経費については、当該物件の 所有者等に対して、別表 7 (補助基準)により、予算の範囲内で、その一部を補助 することができる。

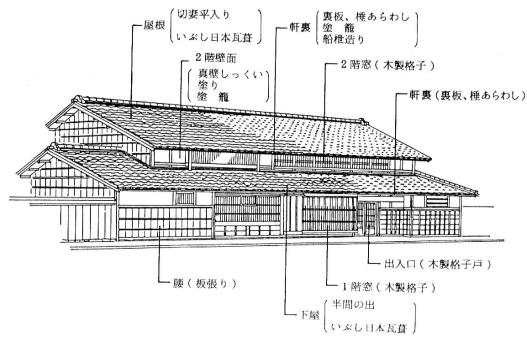
- ① 伝統的建造物、それ以外の建造物及び必要物件等の修理、修景その他の保存整備に要する経費。
- ② 町並み保存上特に配慮を要する重要な施設の町並み保存に寄与するために行われる整備その他に要する経費。
- ③ 町並み保存を目的とする保存地区の住民団体の活動に要する経費。

(2) 技術的援助

保存地区内における建造物の修理、修景計画等の相談に応じ、あわせて指導及び 助言を行う。

別表3 修理基準 A (伝統的建造物の主屋)

1.	構造		・木造真壁造り
2.	階数	•	中2階建、2階建
		形式	・切妻平入り
3.	屋根	勾 配	・周囲の建物に合わせる。
Э.	全 似	材 料	・いぶし日本瓦葺
		軒 裏	・裏板・棰あらわし、船枻造り
4.	下 屋	形式	・半間の庇の出をとり、いぶし日本瓦葺とする。
4.		軒 裏	・裏板・棰あらわし
		壁	・真壁しっくい塗り、塗籠
5.	2 階壁面	窓	・木製格子
		心	・木製建具又は濃い茶色のサッシとする。
		壁	・真壁しっくい塗り
		腰	・原則として下見板貼り、竪羽目板貼りとする。
6.	1 階壁面	窓	・木製建具又は濃い茶色のサッシとし、原則として木製格子
		75%	をつける。
		出入口	・原則として木製格子戸とする。
		樋	・黒もしくは濃い茶色のもの又は銅製とする。
		木部	・外部の新設の木部は原則として古色仕上げとする。
7.	その他	広告物	・伝統的建造物にふさわしいものとする。
		設備機器	・通路等から通常望見できる部分に露出しないようにする。
		他	・その他各部、伝統的建造物にふさわしい意匠・形態にする。



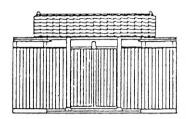
別表 4 修理基準 B (伝統的建造物の土蔵)

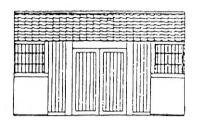
1.	構	造	・土蔵造り
2.	屋根	形式	・切妻平入り又は妻入り
	全 侬	材料	・いぶし日本瓦葺
		壁	・白しっくい、黒しっくい、板張り
9	壁面	腰	・板張り又はなまこ壁
3.	生 川	基礎	・石積み又は石張り
		庇	・いぶし日本瓦葺

別表 5 修理基準 C (伝統的建造物の門・塀)

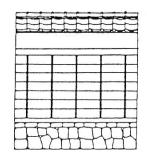
1.	構	造	・木造真壁造り
2.	屋	根	・勾配屋根にいぶし日本瓦葺
3.	小	壁	・白又は黒のしっくい塗り又は土壁
4.	腰		・竪羽目板又は下見板張り・覗き窓の保存
5.	基	礎	・石積み又は石張り
6.	門		・腕木門にいぶし日本瓦葺
7.	門	扉	・木製格子戸又は板戸

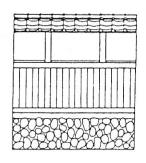
伝統的様式の門の例

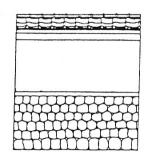




伝統的様式の塀の例







別表6 修景基準(伝統的建造物以外の建造物等)

A 建築物の位置及び規模

1.	基 本 方 針	・現在の低層の居住環境の保全と岩倉街道沿いに残る歴史的建 造物との調和を図る。
2.	建物の位置	・可能な限り、現在の町並みの壁面線にそろえる。
3.	敷地	・現在の敷地の形状を原則として維持する。
4.	高さ・階数	・歴史的景観との調和がはかれるように配慮し、原則として 2 階建以下とする。

B 建物の意匠及び形態

1.	デ	ザィ	゛ン	0	・外観は特に歴史的景観との調和に留意する。		
	基	本	方	針			
2.	屋			根	・原則として建物外観は、切妻・平入りの、伝統的な町家の様式		
					をとるようにし、前面に下屋を設け、主屋・下屋ともいぶし日		
					本瓦葺とする。		
					・町家の形態をとらない場合であっても、原則として、色彩は		
					黒又はねずみ色とし、勾配屋根とする。		
3.	壁			面	・外観は周囲と調和する色彩を使用し、過度の装飾はさける。		
4.	開]	部	・建具は木製又は濃い茶色のサッシとする。		
					・原則として、窓に木製格子をつける。		

C 建築設備等

1. 建 築 設 備	・ダクト・煙突・テレビアンテナ・配管類・メーター類等の建築 設備は道路等から見えないように配慮する。(防災設備は除く)
2. 門・塀・柵	・伝統的様式に基づいたものとする。・ブロック塀等は伝統的デザインを応用したものに修景する。
3. 擁壁・石垣	・原則として擁壁が生じるような地形の変更は行わない。 ・やむを得ず設ける場合は、石積み・石張り又は植栽で表面をお おうこととする。
4. 広 告 物 等	 ・デザイン・色彩・大きさ等は、町並みの景観に調和したものとする。 ・2階の軒より低くし、建物より前には設置しない。 ・屋上の広告塔・窓面利用の広告・ネオンサイン類・テント類等はいずれも原則として設置しない。
5. 駐 車 場	・道路に直接面して駐車場を設けないようにする。やむを得ず設 ける場合は、街路景観の連続性や周辺の景観に調和するように 修景を行う。
6. 車 庫	 ・建物は伝統的建造物のデザインを応用する。 ・出入口は、可能な限り、木製の板戸・格子戸又は木製折りたたみ戸とする。 ・やむを得ず金属製シャッターを使用する場合は、表面を黒又は濃い茶色とする。 ・シャッターケースは、道路等から見えないようにする。

D 土 地

1. 土地の形質の	・大規模な土地の形質の変更は行わないようにする。	
変 更		
2. 樹木の伐採植栽	・地区を特色づけている樹木・生垣等については伐採しない。 ただし、やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代	
	わる植栽をおこなう。	
3. 未 利 用 地	・道路等から見える大規模な未利用地については、周囲に伝統的 な塀を設けて、景観との調和をはかる。	

別表7 補助基準

補	助	補助率	限度額
	a. 外観を修理基準により修理するのに要する経費、なおその保存上、構造耐力上主要な部分の修理が必要と認められる場合は、その経費を含ませることができる。	7/10 以内	500 万円
1. 伝統的建造物	b. 修理工事に伴い、その保存上必要と認められる内部の改造に要する経費	5/10 以内	100 万円
	c. 建造物保存のために、特に必要な防災設備 (火災報知器など) の設置に要する経費	5/10以内	30 万円
2. 伝統的建造物 以外	新築・増築・改築・移転・修理・色彩の変 更で、修景基準により外観を修景するのに要 する経費	6/10 以内	300 万円
3. 必要物件の復旧	5/10 以内	100 万円	
4. 修景上必要な和	5/10 以内	100 万円	

- 5. 上記の各項において、建造物等の補助対象部分は、その外観で原則として道路から 見える部分とする。
- 6. 各補助金の限度額は各号の通りとするが、伝統的建造物については、教育委員会が 特に必要があると認める場合には、限度額を超えてその額を定めることができる。
- 7. 町並み保存上特に配慮を要する施設の整備、又は、町並み保存に寄与するために行われる整備あるいは建物の公開、その他に要する経費については、教育委員会が特に必要と認める場合には、その一部を補助することができる。
- 8. 町並み保存を目的とする保存地区の住民団体の活動に要する経費については、その事業活動に対して、その経費の1/2以内で50万円以内を補助することができる。